

年に一度は健康診査を受けましょう

国保では人間ドック検診費用の一部を助成しています



●補助の対象(次のすべてに該当)

- ①日野町国民健康保険に加入されている方
- ②年齢が満35歳以上75歳未満の方(老人保健対象の方は除きます)
- ③日野町国民健康保険税を滞納していない方
- ④検診結果を提出できる方

●補助金の額

人間ドック検診にかかった費用の2分の1で、2万円を限度としています。

補助金を受けようとする方は、検診を受ける前に必ず、住民課保険年金担当へご相談ください。

※予算の範囲内で補助しますので、事前に相談がないと、申請どおり交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、補助金の申請は被保険者一人につき一年度に一回です。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎6571 有線⑤7784

国保ヘルスアップ教室 を開催します

高血糖、高血圧、高脂血症などは症状がなくても、放っておくと重大な病気につながっていくこともありえます。国保では、生活習慣病や内臓脂肪症候群を予防するため、今年度も国保ヘルスアップ教室を開催します。

対象となる方

- ①日野町国民健康保険に加入している方
- ②平成18・19年に基本健診を受けた方
- ③肥満度(体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が25以上の方
- ④血糖値、HbA1c、血圧値、中性脂肪が要指導域の方

※医療中(定期的に通院している方や内服中)の方は対象外です。

対象となる方には、個別にご案内します。詳しい内容は保健センター☎6574 有線⑤7777までお問い合わせください。

ご存じですか? 国民年金の制度とサービス

「ご利用ください!」 「学生納付特例」

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映されません。承認された期間は、10年以内であればさかのぼって納付することができます。納付されると、その期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額が付きまます。

◆制度の対象:大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方

◆申請手続き:印鑑と学生であることを証明するもの(学生証、在学証明書等)を持参の上、住民課保険年金担当までお願いします

※平成18年度に学生納付特例が承認された方で平成19年度も引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

「ご存じですか?」 「年金個人情報提供サービス」

社会保険庁では、ユーザID・パスワードを取得された方を対象に、インターネットで24時間いつでもご自身の年金加入記録を確認できるサービスを実施しています。

ユーザID・パスワードのお申し込み、年金加入記録の確認は、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)まで。なお、申し込みの際は基礎年金番号が必要となります。

このサービスで確認できるのは、ご自身の次の記録です。

- ・これまでに加入されている公的年金制度の加入履歴(加入制度、事業所名、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
- ・国民年金の保険料納付状況
- ・厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎6571 有線⑤7784